

総合支援資金特例貸付（新規） 申込みの皆さまへ — 自立相談支援機関への相談ご案内 —

10月以降の総合支援資金特例貸付の新規申請にあたっては、申請の際に、自立相談支援機関への相談・支援を受けることが必要となりました。資金借入申請には、自立相談支援機関が交付する「状況確認シート」の提出が必要です。

日光市における 自立相談支援機関のご案内

日光市生活相談支援センター（自立相談支援機関）

電話：0288-25-3109

住所：日光市今市本町1番地
日光市役所本庁1階 社会福祉課内

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝日は除く）

相談・来所の留意事項等

- センターへの相談・来所は、事前に電話予約してください。
- 現在の収入状況の確認が書類で行われます。
直近の給与明細書・給与などが振り込まれことがわかる預金通帳など現在の収入状況がわかる書類等を持参ください。
- 印鑑を持参ください。
- 日光市生活相談支援センターで交付される「情報確認シート」を他の資金借入申請書一式に添付し、日光市社会福祉協議会に提出してください。